



第30回

今話題の国民年金の後納制度

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、国民年金の後納制度についてご紹介します。

通常、役員や会社員の方は、厚生年金に加入されていますので、自動的に国民年金にも加入していることとなります。ただ、「求職中の期間があった場合」や「会社退職後に独立して事業を始めるまでの間」などは、厚生年金に加入できませんので、ご自身で国民年金に加入し保険料を納めることとなります。今回は、過去に国民年金を納めることができなかった方について、期間限定で「10年間遡って納付」できるようになりましたので、この制度をご紹介します。

みなさんの会社の従業員の方にも、この制度を教えてあげてください。

〔1〕 国民年金の納付時効

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。

〔2〕 期間限定で「10年間」遡って納付できます

平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、(厚生労働大臣の承認を受けたうえで)「時効により納付できなかった期間の保険料」を納付することが可能になりました。

〔3〕 納付の方法

平成24年8月1日から平成27年9月30日までに、「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項を記載して、お近くの年金事務所(杉並年金事務所)にお申込みください。

〔4〕 メリット

この後納制度を利用することで、「年金額を増やす」ことはもちろん、(納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が)「年金受給資格(注)」を得られる場合があります。

(注) 国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要ですが、平成27年10月以降は、10年(120月)に短縮される予定です(この受給資格期間の短縮は、消費税の改正に合わせて、実施が予定されています)。

〔5〕 後納保険料の額

当時の国民年金保険料の額(以下のA)に政令で定める額(以下のB)を加算した額となり、この加算額は、毎年度、改定されます。

対象年度	24年度中に後納する場合の1ヵ月分の保険料額		
	当時の保険料額(A)	政令で定める加算額(B)	後納する保険料額(A)+(B)
平成14年度	13,300	1,640	14,940
平成15年度	13,300	1,420	14,720
平成16年度	13,300	1,210	14,510
平成17年度	13,580	980	14,560
平成18年度	13,860	750	14,610
平成19年度	14,100	540	14,640
平成20年度	14,410	350	14,760
平成21年度	14,660	180	14,840
平成22年度	15,100	0	15,100

〔6〕 所得税の社会保険料控除の対象になります

この後納制度により納めた保険料については、所得税法上、「納めた年の社会保険料控除」になります。過年度分の保険料だったとしても「納めた年」で控除できますので、ぜひご利用ください。

また、ご自身の保険料だけでなく、「自己と生計を一にする配偶者やその他の親族」の負担すべき社会保険料を支払った場合でも、控除の対象になりますのでご利用ください。

(注)「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

会社員や会社役員の方は、通常「年末調整」でこの控除を受けることができます。この場合、納付した事実のわかる書類を年末調整の際に会社に提出してください。年末調整で書類を提出し忘れた方などは、「確定申告」をすることでこの控除を受けることができます。



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

小林 誉光 税制副委員長

広報委員会より

171号「第29回 今話題の税制改正の内容(その3)」に関するお詫びと訂正文のご案内

※171号(2012年11月発行)におきまして、下記の通り内容の誤りがございます。誠に申し訳ございません。訂正させていただきますとともに、読者の皆様と寄稿者にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

●P 24【1】の(1)の「(例外)設立後……」以下3行を削除。